

## 議 決

承認申請者 西部方面総監  
陸将 宮下 寿広

## 主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

## 事 実 関 係

- 1 承認申請者 陸将 宮下 寿広（以下「申請者」という。）は、平成25年8月22日付で自衛隊を退職し、平成25年12月10日付で、株式会社IHIに就職する予定である。同社における地位は、顧問（非役員。常勤）の予定である。
- 2 株式会社IHIは、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

## 理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、陸上幕僚監部防衛部長（平成20年8月23日から平成21年3月23日）、第4師団長（平成21年3月24日から平成22年7月25日）、防衛大学校幹事（平成22年7月26日から平成23年8月4日）及び西部方面総監（平成23年8月5日から平成25年8月22日）であるが、当該期間中において、防衛省と株式会社IHIとの間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間ににおける在職機関は、防衛省（平成20年8月23日から平成21年3月23日）、第4師団（平成21年3月24日から平成22年7月25日）、防衛大学校（平成22年7月26日から平成23年8月4日）及び陸上自衛隊（平成23年8月5日から平成25年8月22日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関と株式会社IHIとの間で締結された契約の総額が当該年度における株式会社IHIの売上額の総額に占める割合（最高でも12.78%）は、25%未満である。

- 3 申請者が株式会社 I H I において就く予定である顧問の地位の職務内容は、指揮官・幕僚としての勤務経験に基づく防衛構想及び運用構想を踏まえた、各種装備品等（主に航空機関連）の諸外国等における動向の調査及び研究開発、改善の企画・立案に関する指導・助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の株式会社 I H I への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考ええる。  
よって、主文のとおり議決する。

## 議 決

承認申請者 東部方面総監  
陸将 渡部 悦和

## 主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

## 事 実 関 係

- 1 承認申請者 陸将 渡部 悦和（以下「申請者」という。）は、平成25年8月22日付で自衛隊を退職し、平成25年12月21日付で、株式会社富士通システム統合研究所に就職する予定である。同社における地位は、研究所長（非役員。常勤）の予定である。
- 2 株式会社富士通システム統合研究所の会社法上の親会社である富士通株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

## 理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、陸上幕僚監部装備部長（平成20年8月23日から平成21年7月20日）、第2師団長（平成21年7月21日から平成22年7月25日）、陸上幕僚副長（平成22年7月26日から平成23年8月4日）及び東部方面総監（平成23年8月5日から平成25年8月22日）であるが、当該期間中において、防衛省と富士通株式会社との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間に占める在職機関は、防衛省（平成20年8月23日から平成21年7月20日）、第2師団（平成21年7月21日から平成22年7月25日）、防衛省（平成22年7月26日から平成23年8月4日）及び陸上自衛隊（平成23年8月5日から平成25年8月22日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関と富士通株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度における富士通株式会社の売上額の総額に占める割合（最高でも2.86%）は、25%

未満である。

- 3 申請者が株式会社富士通システム統合研究所において就く予定である研究所長の地位の職務内容は、指揮官・幕僚としての勤務経験に基づく防衛構想及び運用構想を踏まえた、安全保障に係る研究（主に通信システム等の将来構想）に関する指導・助言及び研究所の管理業務であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の株式会社富士通システム統合研究所への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考ええる。  
よって、主文のとおり議決する。

## 議 決

承認申請者 海上自衛隊東京業務隊付  
1等海佐 小沼 誠一郎

## 主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

## 事 実 関 係

- 1 承認申請者 1等海佐 小沼 誠一郎（以下「申請者」という。）は、平成25年11月8日付で自衛隊を退職し、平成26年1月1日付で、富士重工業株式会社に就職する予定である。同社における地位は、嘱託（非役員。常勤）の予定である。
- 2 富士重工業株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

## 理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、海上自衛隊幹部候補生学校教育部長（兼）学生隊長（平成20年11月9日から平成22年8月1日）、海上自衛隊幹部学校勤務（平成22年8月2日から平成22年9月30日）、海上自衛隊幹部学校主任教官（平成22年10月1日から平成23年6月30日）、小月教育航空群司令（平成23年7月1日から平成25年8月19日）及び海上自衛隊東京業務隊付（平成25年8月20日から平成25年11月8日）であるが、当該期間中において、防衛省と富士重工業株式会社との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間ににおける在職機関は、海上自衛隊幹部候補生学校（平成20年11月9日から平成22年8月1日）、海上自衛隊幹部学校（平成22年8月2日から平成23年6月30日）、小月教育航空群（平成23年7月1日から平成25年8月19日）及び海上自衛隊東京業務隊（平成25年8月20日から平成25年11月8日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関と富士重工業株式会社との間

で締結された契約の総額が当該年度における富士重工業株式会社の売上額の総額に占める割合（いずれの年度も0%）は、25%未満である。

- 3 申請者が富士重工業株式会社において就く予定である嘱託の地位の職務内容は、航空用兵職域としての知識・経験を生かした航空機の改善等に関する運用的側面からの指導・助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の富士重工業株式会社への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考ええる。  
よって、主文のとおり議決する。

## 議 決

承認申請者 システム通信隊群司令部付  
1等海佐 松岡 秀樹

## 主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

## 事 実 関 係

- 1 承認申請者 1等海佐 松岡 秀樹（以下「申請者」という。）は、平成25年11月9日付で自衛隊を退職し、平成26年1月1日付で、日本オラクル株式会社に就職する予定である。同社における地位は、嘱託（非役員。常勤）の予定である。
- 2 日本オラクル株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

## 理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、海上自衛隊幹部学校研究部図演装置運用課勤務（平成20年11月10日から平成20年11月30日）、システム通信隊群司令部幕僚（平成20年12月1日から平成23年8月25日）、海上幕僚監部指揮通信情報部指揮通信課勤務（平成23年8月26日から平成23年12月19日）、中央システム通信隊司令（平成23年12月20日から平成25年8月19日）及びシステム通信隊群司令部付（平成25年8月20日から平成25年11月9日）であるが、当該期間中において、防衛省と日本オラクル株式会社との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間に在職機関は、海上自衛隊幹部学校（平成20年11月10日から平成20年11月30日）、システム通信隊群（平成20年12月1日から平成23年8月25日）、海上自衛隊（平成23年8月26日から平成23年12月19日）、中央システム通信隊（平成23年12月20日から平成25年8月19日）及びシステム通信隊群（平成25

年8月20日から平成25年11月9日)として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関と日本オラクル株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度における日本オラクル株式会社の売上額の総額に占める割合(いずれの年度も0%)は、25%未満である。

- 3 申請者が日本オラクル株式会社において就く予定である嘱託の地位の職務内容は、艦艇用兵職域及び通信システム関連配置における豊富な知識・経験を生かした防衛省向け情報通信サービス事業の開発等に関する運用的側面からの指導・助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の日本オラクル株式会社への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考ええる。  
よって、主文のとおり議決する。



## 議 決

承認申請者 システム通信隊群司令  
1等海佐 高橋 均

## 主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

## 事 実 関 係

- 1 承認申請者 1等海佐 高橋 均（以下「申請者」という。）は、平成25年12月11日付で自衛隊を退職し、平成25年12月13日付で、スカパーJ S A T株式会社に就職する予定である。同社における地位は、顧問（非役員。常勤）の予定である。
- 2 スカパーJ S A T株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

## 理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、指揮通信開発隊司令（平成20年12月12日から平成21年8月2日）、海上幕僚監部防衛部装備体系課長（平成21年8月3日から平成22年3月28日）、海上幕僚監部指揮通信情報部指揮通信課長（平成22年3月29日から平成23年4月14日）及びシステム通信隊群司令（平成23年4月15日から平成25年12月11日）であるが、当該期間中において、防衛省とスカパーJ S A T株式会社との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間ににおける在職機関は、指揮通信開発隊（平成20年12月12日から平成21年8月2日）、防衛省（平成21年8月3日から平成23年4月14日）及びシステム通信隊群（平成23年4月15日から平成25年12月11日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関とスカパーJ S A T株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度におけるスカパーJ S A T株式会社の売上額の

総額に占める割合（最高でも0.49%）は、25%未満である。

- 3 申請者がスカパーJ S A T株式会社において就く予定である顧問の地位の職務内容は、指揮通信システムに関する豊富な知識及び通信システム関連配置における勤務経験を生かした衛星通信システムの開発・改善等に関する指導・助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者のスカパーJ S A T株式会社への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考ええる。

よって、主文のとおり議決する。

## 議 決

承認申請者 海上自衛隊東京業務隊付  
1等海佐 小松 正明

## 主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

## 事 実 関 係

- 1 承認申請者 1等海佐 小松 正明（以下「申請者」という。）は、平成25年9月15日付で自衛隊を退職し、平成26年1月1日付で、海洋電子工業株式会社に就職する予定である。同社における地位は、顧問（非役員。常勤）の予定である。
- 2 海洋電子工業株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

## 理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、第3潜水隊司令（平成20年9月16日から平成21年3月24日）、横須賀潜水艦基地隊司令（平成21年3月25日から平成22年12月19日）、沖縄海洋観測所長（平成22年12月20日から平成25年7月31日）及び海上自衛隊東京業務隊付（平成25年8月1日から平成25年9月15日）であるが、当該期間中において、防衛省と海洋電子工業株式会社との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間ににおける在職機関は、第3潜水隊（平成20年9月16日から平成21年3月24日）、横須賀潜水艦基地隊（平成21年3月25日から平成22年12月19日）、沖縄海洋観測所（平成22年12月20日から平成25年7月31日）及び海上自衛隊東京業務隊（平成25年8月1日から平成25年9月15日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関と海洋電子工業株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度における海洋電子工業株式会社の売上額

の総額に占める割合（いずれの年度も0%）は、25%未満である。

- 3 申請者が海洋電子工業株式会社において就く予定である顧問の地位の職務内容は、艦艇用兵職域としての知識・経験を生かした艦艇搭載電子・通信機器の整備、修理等に関する運用的側面からの指導・助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の海洋電子工業株式会社への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考ええる。  
よって、主文のとおり議決する。

## 議 決

承認申請者 北部航空方面隊司令官  
空将 若林 秀男

## 主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

## 事 実 関 係

- 1 承認申請者 空将 若林 秀男（以下「申請者」という。）は、平成25年8月22日付で自衛隊を退職し、平成25年12月16日付で、三菱電機株式会社に就職する予定である。同社における地位は、顧問（非役員。常勤）の予定である。
- 2 三菱電機株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

## 理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、航空総隊司令部防衛部長（平成20年8月23日から平成21年3月23日）、航空教育集団司令部幕僚長（平成21年3月24日から平成23年4月26日）、航空救難団司令（平成23年4月27日から平成24年7月25日）及び北部航空方面隊司令官（平成24年7月26日から平成25年8月22日）であるが、当該期間中において、防衛省と三菱電機株式会社との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間に占めていた在職機関は、航空総隊（平成20年8月23日から平成21年3月23日）、航空教育集団（平成21年3月24日から平成23年4月26日）、航空救難団（平成23年4月27日から平成24年7月25日）及び北部航空方面隊（平成24年7月26日から平成25年8月22日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これらに在職機関と三菱電機株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度における三菱電機株式会社の売上額の総額に占める割合（最高でも0.

00%)は、25%未満である。

- 3 申請者が三菱電機株式会社において就く予定である顧問の地位の職務内容は、飛行職域としての知識及び上級指揮官、幕僚としての勤務経験を生かした航空装備品等の改善に関する運用的側面からの助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の三菱電機株式会社への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考えられる。  
よって、主文のとおり議決する。

## 議 決

承認申請者 航空自衛隊補給本部付  
1等空佐 竹生 壽男

## 主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

## 事 実 関 係

- 1 承認申請者 1等空佐 竹生 壽男（以下「申請者」という。）は、平成25年9月11日付で自衛隊を退職し、平成26年1月1日付で、株式会社小松製作所に就職する予定である。同社における地位は、参与（非役員。常勤）の予定である。
- 2 株式会社小松製作所は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

## 理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、第1輸送航空隊整備補給群司令（平成20年9月12日から平成21年11月30日）、南西航空混成団司令部装備部長（平成21年12月1日から平成23年7月31日）、航空自衛隊補給本部第2部長（平成23年8月1日から平成25年7月31日）及び航空自衛隊補給本部付（平成25年8月1日から平成25年9月11日）であるが、当該期間中において、防衛省と株式会社小松製作所との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間ににおける在職機関は、第1輸送航空隊（平成20年9月12日から平成21年11月30日）、南西航空混成団（平成21年12月1日から平成23年7月31日）及び航空自衛隊補給本部（平成23年8月1日から平成25年9月11日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これら在職機関と株式会社小松製作所との間で締結された契約の総額が当該年度における株式会社小松製作所の売上額の総額に占める割合（いずれの年度も0%）は、25%未満である。

- 3 申請者が株式会社小松製作所において就く予定である参与の地位の職務内容は、整備職域としての知識及び指揮官、幕僚としての勤務経験を生かした防衛装備品等の品質管理等に関する助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の株式会社小松製作所への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考ええる。  
よって、主文のとおり議決する。



## 議 決

承認申請者 航空支援集団司令部総務部長  
空将補 渡邊 清吉

## 主 文

本件承認申請は、承認すべきものと認定する。

## 事 実 関 係

- 1 承認申請者 空将補 渡邊 清吉（以下「申請者」という。）は、平成25年8月1日付で自衛隊を退職し、平成26年2月21日付で、日油株式会社に就職する予定である。同社における地位は、参与（非役員。常勤）の予定である。
- 2 日油株式会社は、防衛省との間に契約を締結した営利企業であるため、自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、その離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものに該当するとして、同条第3項に規定する防衛大臣の承認が必要である。

## 理 由

- 1 申請者が離職前5年間に占めていた官職は、第8航空団基地業務群司令（平成20年8月2日から平成20年11月30日）、航空幕僚監部総務部総務課情報公開・個人情報保護室長（平成20年12月1日から平成22年3月31日）、第3高射群司令（平成22年4月1日から平成24年7月31日）及び航空支援集団司令部総務部長（平成24年8月1日から平成25年8月1日）であるが、当該期間中において、防衛省と日油株式会社との間における契約の締結又は履行に携わったことはない。
- 2 申請者の離職前5年間ににおける在職機関は、第8航空団（平成20年8月2日から平成20年11月30日）、航空自衛隊（平成20年12月1日から平成22年3月31日）、第3高射群（平成22年4月1日から平成24年7月31日）及び航空支援集団（平成24年8月1日から平成25年8月1日）として取り扱われるが、当該期間中のいずれの年度においても、これらに在職機関と日油株式会社との間で締結された契約の総額が当該年度における日油株式会社の売上額の総額に占める割合（いずれの年度も0%）は、

25%未満である。

- 3 申請者が日油株式会社において就く予定である参与の地位の職務内容は、高射整備職域としての知識及び指揮官、幕僚としての勤務経験を生かしたロケット・ミサイル推進薬及び火工品の維持整備に関する指導及び助言であり、防衛省との契約の折衝等の業務は含まれない。
- 4 その他、申請者の日油株式会社への就職により公務の公正性の確保に支障が生じると認められることはない。
- 5 以上、当分科会は、本件について検討したが、前記認定のとおり、本件就職は適正なものと認められることから、本件承認申請は承認すべきものと考ええる。  
よって、主文のとおり議決する。